

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和5年3月1日に開催した第37回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が令和5年2月14日に決定した「「マスクの着用」の見直しに係る都の対応」に沿って、3月13日から5月7日までの市公共施設等におけるマスクの着用について、以下のとおりとする。

なお、マスクの着用の見直しの後も、引き続き「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策は継続する。

1 市公共施設等を利用する市民について

マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する。

2 市主催の各種イベントに参加する市民について

マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する。

3 市職員について

積極的な感染防止及び行政機能の維持の観点から、基本的な感染防止対策の一つとして、事務室等屋内におけるマスクの着用を推奨する。

なお、この場合でも、職員本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう留意するものとする。

4 市立小・中学校等について

令和5年4月1日以降、学校教育活動等の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とし、今後東京都教育委員会が改定を予定している「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を参考に対応を図る。

5 その他

高齢者等重症化リスクが高い方などの感染を防ぐため、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されたマスクの着用が推奨される場面などについて、市報、市ホームページ、各種SNSを活用し周知する。